



国際ロータリー第2630地区 岐阜 Aグループ  
**岐阜中ロータリークラブ**

# Weekly Report

クラブスローガン  
 地元と海外の地域社会における  
 独自のプロジェクトの実施を

2016-17 RI テーマ  
 人類に奉仕するロータリー

平成 29 年 1 月 24 日(火)

第 1222 回例会 第 1140 号

会 長 秋 保 賢 一  
 幹 事 大 橋 哲 也  
 発 行 公共イメージ委員会  
 例 会 火曜日 12 時 30 分  
 会 場 岐阜都ホテル  
 事務局 岐阜市神田町 2-2  
 電 話 058-264-9235

## 会 長 挨拶

会長 秋保賢一



岐阜中ロータリークラブとは、法律的にみた場合は、いかなる団体なのでしょう。おそらく「権利能力なき社団」に該当すると思います。権利能力というのは、権利を有し、義務を負う能力のことであり、民法では、自然人と法人に認められています。ところが、岐阜中ロータリークラブは、一般社団法人や公益社団法人でもなく、特別な法律で認められた独立行政法人や協同組合でもないの、法人格を持っていません。つまり、岐阜中ロータリークラブは権利能力を持っていないこととなります。

他方、社団というのは、最高裁の判決によれば、①団体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、③構成

員の変更にもかかわらず、団体そのものが存続し、④代表の方法、総会の運営、財産の管理についてのルールが確定している団体を指します。岐阜中ロータリークラブは、この条件を全て満たしています。したがって、当クラブは、社団であるということになります。

実は、権利能力なき社団といっても岐阜中ロータリークラブの名前で、岐阜都ホテルとの間で飲食とサービスの提供を求める契約を結んでいるようにみえますし、岐阜中ロータリー宛での領収証を受け取っているの、別に法人格がなくてもさほど困らないわけですね。各個人とは別個の「団体」として社会経済活動を行うにあたっては、実は法人格があるなしよりも「社団」であるかどうかの方が重要だと思います。なお、権利義務は、会員に「総有的」に帰属するとされているので、会員は持分がなく、退会する場合も持分の払い戻し請求ができませんが、他方、債務については出資金を限度とする有限責任を負うに過ぎないこととなります。

ということで岐阜中ロータリークラブが、団体として成立しているのは、

定款、細則があり、会長、幹事、理事役員委員会という組織があり、内部的にルールが確立しているからです。そういう意味でも内部統制はとても重要だということになります。

## 友情と奉仕の灯を スマイルボックス委員会 秋保賢一君

前例会欠席して、申し訳ありませんでした。今年もよろしくお願ひします。

## 加納永一郎君

1月9日にハワイで娘の結婚式が無事に終わりました。息子とは違って何とも言えない複雑な心境でした。ありがとうございます。

## ★誕生日おめでとうございます★ 萩野昌和君

1月2日生まれです。

## 市橋英二君

あけましておめでとうございます。誕生日と結婚記念日を合わせてお支払いいたします。

## 前 例 会 の 記 録

第 1 2 2 1 回

平成 2 9 年 1 月 1 7 日(火)

[点鐘] 1 2 時 3 0 分

[ソング] 我等の生業

[ゲスト]

[ビクター]

[出席] 会員総数 30 名 (出席免除 1 名)

本日出席 22 名 76.67%

[行事] クラブフォーラム

担当 会長エレクト

## 次 回 予 定

第 1 2 2 3 回

平成 2 9 年 2 月 7 日(火)

[点鐘] 1 2 時 3 0 分

[行事] クラブフォーラム

担当 国際奉仕委員会